

高知県農業企業立地促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条及び高知県企業立地促進要綱（以下「促進要綱」という。）第5条第2項の規定に基づき、高知県農業企業立地促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 農業法人の規模拡大や本県への農業参入に係る企業立地の促進により、農業及び農村地域の発展並びに雇用機会の拡大を図り、もって本県農業の基盤強化を図るため、第3条に規定する補助事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助事業者)

第3条 補助事業者は次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 促進要綱第4条第1項の規定により指定を受けた企業（以下「指定企業」という。）のうち、下記要件全てを満たす者
 - ア 促進要綱別表第2に掲げる指定外用地に立地する者
 - イ 別表に掲げる業種等区分の「農業」に該当する者
 - ウ 企業指定の日から原則として3年以内に指定施設等の操業を開始しようとする者
- (2) 国事業の交付金等（以下「国事業」という。）を活用し、次世代型ハウス及びその附属設備を整備する農業法人で、国事業の内示を得ている（取組主体として位置づけられている場合も含む。）者
- 2 補助事業者は農業経営基盤強化促進法第19条第1項に定める地域計画のうち目標地区に位置づけられた者又は位置づけられることが確実と市町村が認める者とする。

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費は次に掲げるものとし、補助率、補助要件等は別表に定めるとおりとする。

- (1) 土地の取得に要する経費
- (2) 施設及びその附属設備の取得に要する経費
- (3) 前号に掲げるもののほか減価償却資産の取得に要する経費
- (4) 専門知識や技術を有する人材の委託等に要する経費
- 2 雇用奨励事業については、企業指定の日から操業開始後1年を経過する日までの間に雇用した県内新規雇用者の雇用期間が6ヵ月を経過していることを補助要件とし、補助額等については別表に定めるとおりとする。
- 3 国費活用加算事業については、国事業の交付金等を活用し、次世代型ハウス及びその附属設備を整備する場合において国費に加算する。
- 4 第1項第2号、第3号及び前項に掲げる経費には、法人税法（昭和40年法律第34号）第64条の2第3項のリース取引によるものを含むものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、事業の着手予定日(用地の取得を伴う場合にあっては当該用地の取得に係る契約を締結しようとする日、用地の取得を伴わない場合にあっては施設建設工事を開始しようとする日をいう。)の15日前までに、別記第1号様式による補助金交付申請書(以下「交付申請書」という。)を知事に提出しなければならない。ただし、次に掲げる場合の提出期限は、この限りでない。

- (1) 競売により土地を取得しようとする場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、知事が特にやむを得ないと認める場合

2 交付申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 補助事業実施計画
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

(補助金の交付の決定等)

第6条 知事は、交付申請書を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、別記第2号様式による補助金交付決定通知書(以下「交付決定通知書」という。)により当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときはこの限りではない。

- (1) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下この条において「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。)であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下この条において同じ。)が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 知事は、補助事業者が前項ただし書各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 補助事業の実施に当たっては、前条第1項ただし書各号のいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第3号様式による補助事業中止（廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に関する証拠書類を整備し、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。ただし、減価償却資産については「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」の規定による耐用年数に相当する期間内に限る。
- (8) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (9) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

(補助対象事業費の変更)

第8条 補助事業者は、交付決定通知書を受領した後において、補助事業に関し次の各号のいずれかの事項に該当したときは、速やかに別記第4号様式による補助金変更交付申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費を増額することが明らかになった場合
- (2) 補助事業の内容が変更になることが明らかで、知事が特に必要があると認める場合

2 知事は、前項の補助金変更交付申請書を審査し、適当であると認めるときは、補助金の変更交付を決定し、別記第5号様式による補助金変更交付決定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助事業に係る届出)

第9条 補助事業者は、補助事業に関し次の各号のいずれかの事項に該当したときは、当該各号に掲

げる書類を速やかに知事に提出しなければならない。

- (1) 指定外用地の取得が完了したとき
指定施設等用地取得完了届出書（別記第6号様式）
- (2) 指定施設等の工事に着手したとき及び完了したとき
指定施設等新設（増設）工事着手（完了）届出書（別記第7号様式）
- (3) 指定施設等の操業を開始したとき
指定施設等操業開始届出書（別記第8号様式）

（概算払）

第10条 補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づき補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第9号様式による概算払請求書を次の各号に掲げる日のうち、いずれか遅い日から起算して30日を経過した日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 指定施設等の操業を開始した日
 - (2) 減価償却資産の取得等が完了した日
 - (3) 県内新規雇用者の雇用を達成した日
- 2 前項の概算払請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 補助事業実績調書
 - (2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

（実績報告）

第11条 補助事業者は、次の各号に掲げる日のうちいずれか遅い日から起算して30日を経過した日までに別記第10号様式による補助金実績報告書（以下「実績報告書」という。）を知事に提出しなければならない。

- (1) 指定施設等の操業を開始した日
 - (2) 減価償却資産の取得等が完了した日
 - (3) 県内新規雇用者の雇用を達成した日
 - (4) 県内新規雇用者のうち最終の補助対象雇用者の雇用期間が6月を経過した日
 - (5) 別表に掲げるその他要件の正規社員に該当する最終の雇用者の雇用期間が6月を経過した日
 - (6) 専門家への委嘱等が完了した日
- 2 実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 補助事業実績調書
 - (2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書
- 3 補助事業者は第1項に定める実績報告書を提出するまでの間、別記第11号様式による年度実績報告書を知事に提出しなければならない。

（繰越承認申請）

第12条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、事業を翌年度に繰り越す必要がある場合は、別記第12号様式による繰越承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

ない。

- 2 知事は、前項の繰越承認申請書を審査し、適当であると認めるときは、別記第 13 号様式による繰越承認通知書により当該補助事業者へ通知するものとする。
- 3 補助事業者は、前項の規定より知事の承認を受けた場合は、別記第 14 号様式による年度終了実績報告書を翌年度の 4 月 10 日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び交付)

第 13 条 知事は、実績報告書を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額の確定を行い、別記第 15 号様式による確定通知書により補助事業者へ通知するとともに補助金を交付する。

(情報の開示)

第 14 条 知事は、補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目を除き、原則として開示するものとする。

(事業実施状況報告)

第 15 条 補助事業者は、別記第 16 号様式による事業実施状況報告書を事業実施後 5 年間、毎年度 4 月 30 日までに知事に提出しなければならない。

(グリーン購入)

第 16 条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(県内発注)

第 17 条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

(委任)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日から施行し、令和 7 年度の事業から適用する。
- 2 この要綱は、令和 12 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの要綱に基づき交付決定を受けている者に関しては、交付された補助金について、第 6 条第 2 項、第 7 条第 5 号から第 8 号まで及び第 8 条から第 15 条までの規定については、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。